

岩手県監査委員告示第24号

監査結果の公表（平成28年岩手県監査委員告示第8号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県公安委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月29日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 岩手県一関警察署

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成27年10月29日

(2) 本監査実施日 平成27年12月15日

3 監査結果の公表の日 平成28年2月5日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工作物の設置に当たり、道路占用手続を行っていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	道路占用手続を行っていない工作物については、平成27年11月19日に手続を完了した。 今後は、各法令の理解を深め、組織的チェックを徹底することにより、再発防止を図り、適正な事務の執行に努めることとした。